

広島県告示第 566 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 6 月 28 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県三原市西野 5 丁目 14 番 1 号 三原市水道事業 三原市長 五藤 康之
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市西野 5 丁目 14 番 1 号 西野浄水場

2 申請の内容

64 の 2 ロ 水道施設のうちろ過施設を 8 基設置するとともに、排水口を 2 箇所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種 類	64 の 2 ロ 水道施設のうちろ過施設 8 基 (緩速ろ過池 1～8 号池)	
能 力 (1 日 当 たり)	浄水処理水量 30,000 m ³ /日 (8 池)	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	5	10
		化学的酸素要求量		5	10
		浮遊物質質量		5	10
		窒素含有量		2	5
		リン含有量		0.2	0.5
		大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		100	1,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0	2,890	
汚水等の排出先		排水口 - 1 及び排水口 - 2			

(2) 汚水等の処理の方法

該当なし

(3) 排水水の汚染状態

(その1) 新設

排水口名	項目	通常	最大
排水口1	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	5
	化学的酸素要求量		5
	浮遊物質量		5
	窒素含有量		2
	リン含有量		0.2
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		100
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	40	1,500

(その2) 新設

排水口名	項目	通常	最大
排水口2	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	6.2
	化学的酸素要求量		6.2
	浮遊物質量		6.2
	窒素含有量		2.6
	リン含有量		0.26
	0.70		

大腸菌群数（単位：個／ cm^3 ）	1,000	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 （単位： m^3 ）	50	1,500

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年6月28日から平成22年7月20日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部環境政策課